

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

(平成20年分) 所得用 氏 名

平成20年分に生じた資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入額等の明細	課税仕入れ等の税額等	①	円	二面の㉔の金額を転記します。
	控除対象仕入れ税額等	②		二面の㉕の金額を転記します。
	控除対象外消費税額等 (①-②)	③	(赤字のときは0)	
	③のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等)	④		
	③のうち資産に係るものの 以外のものの金額	⑤		平成20年分の必要経費に算入します。
	消費税の課税売上割合	⑥	円	この割合が80% (端数処理は行いません。) 以上の場合は、④欄の金額を平成20年分の必要経費に算入します。 ●この場合には、⑦欄～⑪欄は書かないでください。
	④のうち棚卸資産に係るものの合計額	⑦	円	
	④のうち一資産に係るものの金額が20万円未満のもの合計額	⑧		
	繰延消費税額等 (④-⑦-⑧)	⑨		これらの金額は、平成20年分の必要経費に算入します。
	⑨のうち平成20年分の必要経費算入額 (⑨×60×1/2)	⑩		
平成21年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑨)	⑪		「60」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
平成19年に生じた繰延消費税額等	⑫			
⑫のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑫の金額)	⑬			
⑫のうち平成20年分の必要経費算入額 (⑫×60)	⑭			
平成21年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑫)	⑮			
平成18年に生じた繰延消費税額等	⑯		これらの金額は、平成20年分の必要経費に算入します。	
⑯のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑯の金額)	⑰			
⑯のうち平成20年分の必要経費算入額 (⑯×60)	⑱			
平成21年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑯)	⑲			
平成17年に生じた繰延消費税額等	⑳		「60」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
㉑のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉑の金額)	㉒			
㉑のうち平成20年分の必要経費算入額 (㉑×60)	㉓			
平成21年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉑)	㉔			
平成16年に生じた繰延消費税額等	㉕		これらの金額は、平成20年分の必要経費に算入します。	
㉖のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉖の金額)	㉗			
㉖のうち平成20年分の必要経費算入額 (㉖×60)	㉘			
平成21年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉖)	㉙			
平成15年に生じた繰延消費税額等	㉚		「60」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
㉛のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉛の金額)	㉜			
㉛のうち平成20年分の必要経費算入額 (㉛×60)	㉝			
平成21年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉛)	㉞			
平成14年に生じた繰延消費税額等	㉟		「60」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
㊱のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㊱の金額)	㊲			
㊱のうち平成19年分の必要経費算入額 (㊱と㊲のいずれか少ない方の金額)	㊳		これらの金額は、平成19年分の必要経費に算入します。	

※ ⑥欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。
分子 課税資産の譲渡等の対価の額 (税抜) (輸出取引等の金額を含みます。)
分母 資産の譲渡等の対価の額 (税抜) (非課税取引及び輸出取引等の金額を含みます。)
(注) 売上対価の返還等の金額がある場合は、分母及び分子の金額から控除します。

一面

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

(平成19年分) 所得用 氏 名

平成19年に生じた資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入額等の明細	課税仕入れ等の税額等	①	円	二面の㉔の金額を転記します。
	控除対象仕入れ税額等	②		二面の㉕の金額を転記します。
	控除対象外消費税額等 (①-②)	③	(赤字のときは0)	
	③のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等)	④		
	③のうち資産に係るもの 以外のものの金額	⑤		平成19年分の必要経費に算入します。
	消費税の課税売上割合	⑥	円	この割合が80% (端数処理は行いません。) 以上の場合は、④欄の金額を平成19年分の必要経費に算入します。 ●この場合には、⑦欄～⑪欄は書かないでください。
	④のうち棚卸資産に係るものの合計額	⑦	円	
	④のうち一資産に係るものの金額が20万円未満のもの合計額	⑧		
	繰延消費税額等 (④-⑦-⑧)	⑨		これらの金額は、平成19年分の必要経費に算入します。
	⑨のうち平成19年分の必要経費算入額 (⑨×60×1/2)	⑩		
平成20年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑨)	⑪		「60」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
平成18年に生じた繰延消費税額等	⑫			
⑫のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑫の金額)	⑬			
⑫のうち平成19年分の必要経費算入額 (⑫×60)	⑭			
平成20年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑫)	⑮			
平成17年に生じた繰延消費税額等	⑯		これらの金額は、平成19年分の必要経費に算入します。	
⑯のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑯の金額)	⑰			
⑯のうち平成19年分の必要経費算入額 (⑯×60)	⑱			
平成20年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑯)	⑲			
平成16年に生じた繰延消費税額等	⑳		「60」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
㉑のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉑の金額)	㉒			
㉑のうち平成19年分の必要経費算入額 (㉑×60)	㉓			
平成20年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉑)	㉔			
平成15年に生じた繰延消費税額等	㉕		これらの金額は、平成19年分の必要経費に算入します。	
㉖のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉖の金額)	㉗			
㉖のうち平成19年分の必要経費算入額 (㉖×60)	㉘			
平成20年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉖)	㉙			
平成14年に生じた繰延消費税額等	㉚		「60」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
㉛のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉛の金額)	㉜			
㉛のうち平成19年分の必要経費算入額 (㉛と㉜のいずれか少ない方の金額)	㉝		これらの金額は、平成19年分の必要経費に算入します。	

※ ⑥欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。
分子 課税資産の譲渡等の対価の額 (税抜) (輸出取引等の金額を含みます。)
分母 資産の譲渡等の対価の額 (税抜) (非課税取引及び輸出取引等の金額を含みます。)
(注) 売上対価の返還等の金額がある場合は、分母及び分子の金額から控除します。

一面

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

- この明細書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、平成20年分の課税仕入れ等の消費税額のうち、仕入税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがある場合や、平成15年、平成16年、平成17年、平成18年、平成19年に生じた繰延消費税額等がある場合で、所得税法施行令第182条の2（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定の適用を受けるときに使用します。
- この明細書に関する詳しいことは税務署におたずねください。

● 平成20年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

（①欄には消費税法第30条第2項（控除対象仕入税額の計算方法）及び同法第37条第1項（簡易課税制度）の規定を適用する前の仕入れに係る消費税額を、②欄にはこれらの規定を適用した後の仕入れに係る消費税額を書きます。）

	消 費 税 額	地方消費税相当額	計
課税仕入れ等の税額等	① 円	② (①× $\frac{1}{4}$) 円	③ (①+②) 円
控除対象仕入税額等	④	⑤ (④× $\frac{1}{4}$)	⑥ (④+⑤)

→ 一面の①欄に転記します。

→ 一面の②欄に転記します。

- この明細書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、平成19年分の課税仕入れ等の消費税額のうち、仕入税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがある場合や、平成14年、平成15年、平成16年、平成17年、平成18年に生じた繰延消費税額等がある場合で、所得税法施行令第182条の2（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定の適用を受けるときに使用します。
- この明細書に関する詳しいことは税務署におたずねください。

● 平成19年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

（①欄には消費税法第30条第2項（控除対象仕入税額の計算方法）及び同法第37条第1項（簡易課税制度）の規定を適用する前の仕入れに係る消費税額を、②欄にはこれらの規定を適用した後の仕入れに係る消費税額を書きます。）

	消 費 税 額	地方消費税相当額	計
課税仕入れ等の税額等	① 円	② (①× $\frac{1}{4}$) 円	③ (①+②) 円
控除対象仕入税額等	④	⑤ (④× $\frac{1}{4}$)	⑥ (④+⑤)

→ 一面の①欄に転記します。

→ 一面の②欄に転記します。